

武雄労働基準監督署からのお願い

はしご・脚立の適正利用について

クリスマス、お正月等のイベントに伴い、店舗や事務所の飾りつけを行うため、はしご・脚立を利用する機会が増えると考えられます。

はしご・脚立による労働災害を防止するため、業種を問わず、以下のチェックリストを用いて作業開始前に点検を実施するようお願いします。

はしご

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合)ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 幅は30cm以上
- すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



脚立

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



Q 左の画像の作業方法は、脚立を使用するうえで不適切な点があります。どのようなことでしょう?

(回答例は右下)



はしご・脚立の安全対策についての詳細はこちら
(佐賀労働局ホームページ)

回数回
・脚立の天板に乗ること
・脚立の天板に乗ること
・脚立の天板に乗ること

お問合せ先

武雄労働基準監督署 監督・安衛課

TEL: 0954-22-2165 受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

